

## XIV 社会保険審査官室

社会保険審査官室は、健康保険法、船員保険法、厚生年金保険法、国民年金法等に基づき、厚生労働大臣、日本年金機構、全国健康保険協会等が行った被保険者の資格、標準報酬又は年金・保険給付等の処分に対する審査請求に関する事務を行っています。

審査請求は、被保険者や被保険者であった方等が、保険者に対して行った申請や請求について、保険者が現行の法律等に基づいた正当な決定（処分）を行っていないと思われるときに、その確認を社会保険審査官に対し行うものです。

### 審査請求取扱状況（令和元年度～令和5年度）

（単位：件）

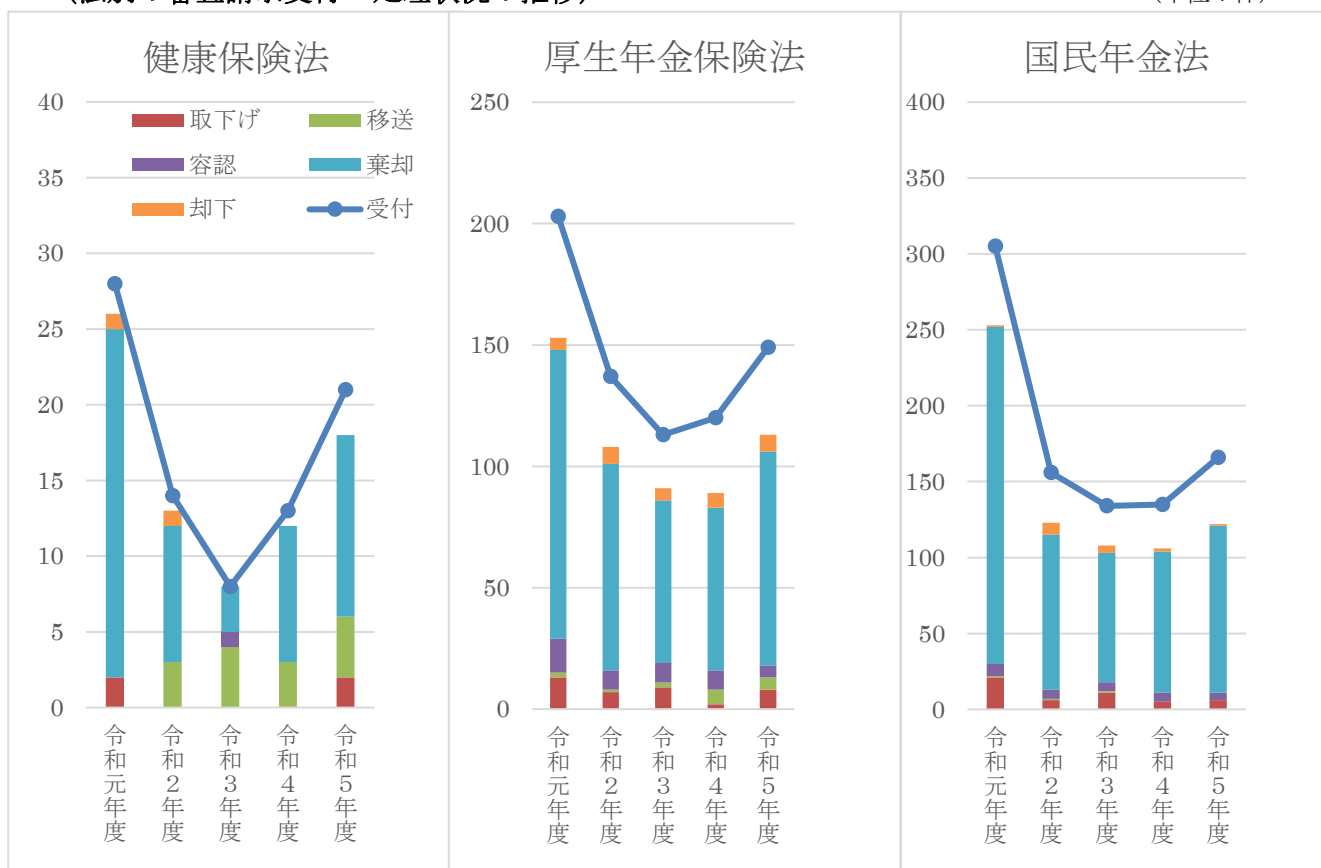
年度	制度	受付状況			処理状況							翌年度繰越
		前年度繰越	受付	計	取下げ (※1)	移送 (※2)	決定状況				計	
							容認	棄却	却下	小計		
令和元年度	健保	5	23	28	2	0	0	23	1	24	26	2
	船保	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	厚年	53	150	203	13	2	14	119	5	138	153	50
	国年	84	221	305	21	1	8	222	1	231	253	52
	合計	142	394	536	36	3	22	364	7	393	432	104
令和2年度	健保	2	12	14	0	3	0	9	1	10	13	1
	船保	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	厚年	50	87	137	7	1	8	85	7	100	108	29
	国年	52	104	156	6	1	6	102	8	116	123	33
	合計	104	203	307	13	5	14	196	16	226	244	63
令和3年度	健保	1	7	8	0	4	1	3	0	4	8	0
	船保	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	厚年	29	84	113	9	2	8	67	5	80	91	22
	国年	33	101	134	11	1	6	85	5	96	108	26
	合計	63	192	255	20	7	15	155	10	180	207	48
令和4年度	健保	0	13	13	0	3	0	9	0	9	12	1
	船保	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	厚年	22	98	120	2	6	8	67	6	81	89	31
	国年	26	109	135	5	0	6	93	2	101	106	29
	合計	48	220	268	7	9	14	169	8	191	207	61
令和5年度	健保	1	20	21	2	4	0	12	0	12	18	3
	船保	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	厚年	31	118	149	8	5	5	88	7	100	113	36
	国年	29	137	166	6	0	5	110	1	116	122	44
	合計	61	275	336	16	9	10	210	8	228	253	83

(※1) 取下げ：受付後に審査請求人から取下申出があったもの

(※2) 移送：受付後に管轄外であることが判明し管轄する社会保険審査官室に送付したもの

(法別の審査請求受付・処理状況の推移)

(単位：件)



※「船員保険法」に係る審査請求（令和元年度から令和5年度まで）が無いため記載省略。

【参考】審査請求の流れ

(1) 被処分者からの照会・相談の対応、審査請求の受付

(2) 審査請求事案に関する審理

① 要件審理等

ア 要件審理

イ 補正、疎明

ウ 要件審理のための処分（必要に応じ原処分者から文書の提出を求めること等）

エ 受理又は却下の決定（受理の場合、原処分者へ通知を行う）

② 本案審理

ア 審理のための処分

必要に応じ、次の処分を行う

- ・請求人、参考人の審問等（必要に応じ調書を作成）

- ・文書その他の物件の所有者等に対し、当該物件の提出を求める

- ・鑑定人に鑑定させる

- ・立入検査（関係人への質問、帳簿・書類等の物件の検査）

イ その他必要に応じ、職権審理、実地調査、労働基準監督署との連絡

(3) 決定

① 決定書の作成

② 決定書の送達